

# 使用済自動車の 引渡し・引取りの注意事項

使用済自動車に**他車の不要部品**や**生活ごみ**等の**廃棄物**を混入させて引渡し、またはそれを引取る行為は、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)**に違反する場合がありますため、適正に対処するよう注意が必要です。



最終所有者  
引取業者  
フロン類回収業者



使用済自動車

他車の部品

生活ごみ



引取業者 (最終所有者から引取)  
解体業者 (前工程事業者から引取)

廃棄物を混入させて処理を委託した場合は、廃棄物処理法における**委託基準違反(※)**に該当する場合があります。

※委託基準違反、受託禁止違反には、廃棄物処理法第25条(罰則)「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科」が適用されます。

廃棄物を処理するには、廃棄物処理法に基づく**処理業の許可**が必要です。

また、産業廃棄物が混入した使用済自動車を引き取った場合は廃棄物処理法における**受託禁止違反(※)**に該当する場合があります。

**引取業者**や**解体業者**は、使用済自動車に異物が混入している等の正当な理由がある場合は**引取りを拒否**することができます。  
(使用済自動車の再資源化等に関する法律 第9条, 第15条)

<正当な理由>

- ① 使用済自動車のリサイクル料金が預託されていない場合
- ② 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ③ 使用済自動車に異物が混入している場合
- ④ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ⑤ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
- ⑥ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

## お問合せ先一覧表

機関名	所在地	電話番号	管轄地域
仙南保健所 環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市・角田市・刈田郡 ・柴田郡・丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5506	塩竈市・多賀城市・富谷市 ・黒川郡・宮城郡
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市・岩沼市・亶理郡
大崎保健所 環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	大崎市・栗原市・加美郡 ・遠田郡
石巻保健所 環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市・登米市・東松島市 ・女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市・南三陸町
環境生活部 廃棄物対策課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 (宮城県庁行政庁舎13階)	022-211-2648 (施設班) 022-211-2463 (指導班)	

宮城県環境生活部廃棄物対策課ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/>

仙台市内における事業の相談窓口は、  
仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課(電話 022-214-8236)です。